

静岡市地場産業パンフレット広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、静岡市が発行する地場産業パンフレット（以下「パンフレット」という。）を事業に支障のない範囲で広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して、静岡市契約規則（平成15年静岡市規則第47号）その他別に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、市内事業者とは、市内に事業所（本社、支社、営業所、工場、店舗、事務所等をいう。）を有する事業者をいう。

(掲載の権限及び範囲)

第3条 パンフレットに掲載する広告（以下「広告」という。）の掲載の可否は、静岡市広告審査会設置要綱（平成18年7月19日施行）に基づく静岡市広告審査会（以下「審査会」という。）の審査を経て、市長が決定するものとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する広告については、掲載を決定することができない。

- (1) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 政治性のあるもの又は公職選挙法（昭和25年法律第100号）に規定する選挙に係るもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 法令等に違反するもの又はその疑いがあるもの
- (6) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (7) 社会問題についての主義主張又は意見に関するもの
- (8) 名刺広告（単に法人その他の団体の名称（代表者の氏名を含む。）又は個人の氏名を表示し、これらを公衆に周知する広告をいう。）
- (9) 消費者被害の未然予防又は拡大防止の観点から適当でないもの
- (10) 青少年の保護又は健全育成の観点から適当でないもの
- (11) 暴力団（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）を利するもの又はそのおそれのあるもの
- (12) 市の地場産業の振興を妨げるおそれがあるもの
- (13) 前各号に掲げるもののほか、広告として市長が適当でないと認めるもの

(広告掲載枠)

第4条 広告を掲載するパンフレットの紙面（以下「広告掲載枠」という。）は、募集の都度市長が指定するパンフレットのページに設ける縦8センチメートル、横8センチメートルの4枠とする。ただし、市長は、編集上必要があると認める場合は、これを変更することができる。

（広告の規格）

第5条 広告の色は、4色とする。

- 2 広告には、その上部に、縦5ミリメートル、横10ミリメートル程度の大きさを広告と表示し、これを枠囲みしなければならない。
- 3 広告には、広告主の氏名又は名称及び連絡先を表示しなければならない。
- 4 広告には、広告料を媒体の印刷費や維持管理費等の一部として用いることを明記しなければならない。

（掲載希望者の募集）

第6条 広告の掲載を希望する者（以下「掲載希望者」という。）の募集は、市内事業者を対象として行うものとし、応募者の数が広告枠の数に満たないときは、当該応募者の数を超える部分の広告枠について、市内事業者以外の事業者を含めて募集を行う。

- 2 前項の規定による募集は、インターネット等の広報媒体の利用その他市長が適当と認める公募の方法により行わなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りではない。
- 3 市長は、第1項の規定による公募に当たっては、広告掲載枠の数、第10条第1項の規定により市長が定めた広告掲載料、公募期間その他の必要事項を明示するものとする。

（広告掲載の申込み等）

第7条 掲載希望者は、広告内容を記載した地場産業パンフレット広告掲載申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長が指定する期間内に提出しなければならない。

- (1) 広告の原稿又はその形状及び内容を明らかにする書類
- (2) 事業者にあつては、その事業の概要が分かる書類
- (3) 資格又は免許を必要とする業種にあつては、それを証する書類の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

2 次に掲げる者は、前項の規定による申込みをすることができない。

- (1) 法令等に基づく必要な許可等を受けていない事業者
- (2) 各種法令に違反している事業者
- (3) 暴排条例第6条第2項の規定により、市が実施する入札に参加することができない者

- (4) 消費者金融又は事業者金融を営む事業者
 - (5) 利殖を目的とした投資・投機があつせん、勧誘、募集等を専ら行う事業者
 - (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業又はこれに類する業種
 - (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生若しくは更生手続中、又は手続開始の申立てがある事業者
 - (8) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、市の資産を広告媒体とする広告に係る業種又は事業者として不適当であると認められるもの
- (広告主の決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申込みがあつたときは、当該申込みに係る広告の内容について、審査会において審査した後、掲載の可否を決定するものとする。

2 前項の審査の結果、掲載を可とする者の数が募集した広告掲載枠数を超える場合は、抽選により広告を掲載する者を決定するものとする。

3 市長は、前2項の規定により広告の掲載の可否を決定したときは、その結果を地場産業パンフレット広告掲載決定通知書（様式第2号）又は地場産業パンフレット広告非掲載決定通知書（様式第3号）により掲載希望者に通知するものとする。

4 第1項及び第2項の規定により広告の掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、速やかに地場産業パンフレット広告掲載承諾書（様式第4号）を提出しなければならない。

(広告内容の承認)

第9条 広告主は、広告の内容について、市長が指定する期日までに、あらかじめ原稿を提出して市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により広告主から提出された原稿について、パンフレットに掲載することが適当でないとき、広告主に対して変更を求めることができる。

3 広告主は、前項の規定により広告の内容等の変更を求められたときは、これに従わなければならない。

(広告掲載料)

第10条 広告掲載料は、市長が募集の都度定める。

2 広告掲載料は前払とし、広告主は、市長が指定する期日までに広告掲載料を納付しなければならない。

(その他費用の負担)

第11条 広告のデザインの作成に要する費用、その他広告の掲載に要する費用は、広告主の負担とする。

(広告掲載決定の取消し)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告主への催告その他の手続を要することなく、広告の掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 第9条第1項の規定により市長が指定した期日までに、広告の原稿が提出されないとき。
- (2) 第9条第2項の規定による市長の変更の要求に広告主が従わないとき、又は広告の内容が改善される見込みがないとき。
- (3) 第10条第2項の規定により市長が指定した期日までに、広告掲載料が納付されないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が広告の掲載を適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により広告の掲出の決定を取り消すときは、地場産業パンフレット広告掲載決定取消通知書(様式第5号)により通知するものとする。

3 第1項の規定により広告の掲載の決定が取り消された場合において、広告主に損害が生じても、市長は一切その責めを負わないものとする。

(広告掲載料の返還)

第13条 既納の広告掲載料は、返還しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により、広告を掲載することができなかったときは、既納の広告掲載料を全額返還する。

2 前項ただし書の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告主の責務)

第14条 広告主は、掲載した広告の内容について、一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の掲載までに、広告の内容が第三者の権利を侵害するものでないことを確認し、及び広告の内容に関する知的所有権その他一切の権利について、所要の措置を講じなければならない。

3 広告主は、広告について第三者から被害等の申立てがなされたときは、その責任及び負担により解決しなければならない。

4 広告主は、その広告に起因して市に損害を生じさせたときは、その損害を賠償しなければならない。

5 広告主は、広告に係る一切の権利について、第三者への譲渡、転貸、担保差入その他の行為をその形態の如何を問わず行ってはならない。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

地場産業パンフレット広告掲載申込書

年 月 日

（宛先）静岡市長

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者役職名・氏名

申込者

担当者氏名

電話

F A X

E-mail

静岡市地場産業パンフレット広告掲載取扱要綱第7条第1項の規定により、次のとおり申し込みます。

- 1 業種・事業内容
- 2 広告の内容等
- 3 条件

（1）申込みに当たっては、「静岡市地場産業パンフレット広告掲載取扱要綱」及び「掲出の範囲及び審査基準の例示」の内容を遵守します。

（2）広告の掲出に当たっては、法令（静岡市の条例、規則等を含む。）を遵守するとともに、静岡市の指示に従います。

（注）

- 1 必要に応じ、別紙に記載することもできます。
- 2 原稿が既にある場合は原稿を、ない場合はその形状が分かるものを添付してください。
- 3 事業者にあつては、事業の概要が分かる書類を、資格又は免許を必要とする業種にあつては、それを証明する書類の写しを添付してください。

様式第2号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏名 印

地場産業パンフレット広告掲載決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった地場産業パンフレットへの広告の掲載については、静岡市地場産業パンフレット広告掲載取扱要綱に適合するものと認めますので、同要綱第8条第3項の規定により通知します。

- 1 広告掲載枠
- 2 広告原稿のサイズ (縦) cm× (横) cm
- 3 広告原稿の色数 色
- 4 広告原稿の提出期限 年 月 日
- 5 広告掲載料 円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 6 広告掲載料の納付期限 年 月 日
- 7 広告原稿の提出方法 完全データ入稿
(eps形式又はtiff形式 350dpi以上とする。)

※eps形式の場合は、フォントを全てアウトライン化すること。

- 8 協議事項 広告掲出について、疑義が生じた場合は、双方協議の上
解決するものとする。

様式第3号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏名 印

地場産業パンフレット広告非掲載決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった地場産業パンフレットへの広告の掲載については、次の理由により掲載しないことと決定したので、通知します。

掲載しない理由

様式第4号（第8条関係）

地場産業パンフレット広告掲載承諾書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者役職名・氏名

承諾者 担当者氏名

電話

F A X

E-mail

地場産業パンフレットへの広告掲載について、静岡市地場産業パンフレット広告掲載取扱要綱に定める規定を順守し、次に記載した事項に同意の上承諾します。

広 告 掲 載 枠	
広告原稿のサイズ	(縦) cm × (横) cm
広告原稿の色数	色
広告原稿提出期限	年 月 日
広 告 掲 載 料	円 (消費税及び地方消費税を含む。)
広告掲載料の納付期限	年 月 日
広告原稿の提出方法	完全データ入稿 (eps形式又はtiff形式 350dpi以上とする。) ※eps形式の場合は、フォントを全てアウトライン化すること。
協 議 事 項	広告掲出について疑義が生じた事項については、法令(静岡市の条例、規則等を含む。)の定めによるもののほか、双方協議の上解決するものとする。

(注) 契約保証金は、静岡市契約規則第35条第4号により免除いたします。

様式第5号（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏名 印

地場産業パンフレット広告掲載決定取消通知書

年 月 日付けの地場産業パンフレットへの広告の掲載の決定は、次の理由により取り消すので通知します。

取消しの理由